

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年3月31日・東京都規則第236号

1 概要

(1) 改正理由

ア 東京都省エネラベル関係

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258条）が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

イ 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るため、規定を整備する必要がある。

ウ 建築物環境計画書制度関係

国土交通省技術的助言（令和2年3月31日付国住建環第274号）の発出に伴い、規定を整備する必要がある。

エ はんこレス関係

都政の構造改革におけるはんこレスの取組に伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 東京都省エネラベル関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第25条の5第一項に基づき掲出が義務付けられている省エネルギー性能等を示す事項のうち、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第2条第2項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示を削除する。

イ 新型コロナウイルス感染症関係

規則に規定されている手続の履行期限の延長に関する措置を附則に加える。

ウ 建築物環境計画書制度関係

建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）の運用において使用することができる計算方法のうち、環境確保条例第 20 条の 3 に規定する省エネルギー性能基準の値への適合の確認に必要な値を算出することができるものを使用することができるよう、別表第 1 の 5 備考の規定を改める。

エ はんこレス関係

規則別記様式における押印の取扱いについて規定整備を行うとともに、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度において添付書類として追加する必要がある書類について新たに規定する。

2 施行日

(1) 建築物環境計画書制度関係

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 東京都省エネラベル関係、新型コロナウイルス感染症関係、はんこレス関係

令和 3 年 3 月 31 日

3 問合せ先

(1) 東京都省エネラベル関係

環境局地球環境エネルギー一部地域エネルギー課 直通 03-5388-3533

(2) 新型コロナウイルス感染症関係

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課 直通 03-5388-3487

(3) 建築物環境計画書制度関係

環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課 直通 03-5388-3515

(4) はんこレス関係

各制度所管課